

## 社会福祉法人指導監査結果

1. 指導監査実施日時 平成28年2月17日(水)  
 2. 法人名称及び住所 社会福祉法人青谷福祉会  
 鳥取市青谷町善田 27-1  
 3. 実地・書面の別 実地検査  
 4. 監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課  
 5. 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
Ⅲ－1 人事管理の状況	<p>貴法人定款第12条第2項の規定によると、施設の長は、評議員会の同意を得て理事長が任免となっているが、定款細則第6条第8号で施設長（管理者）の任免及びその他重要な人事は、理事会の議決事項と定めてあり、定款との整合性がとれていない。</p> <p>なお、定款準則では、施設長の任免については、理事会の議決を経て理事長が任免となっているので定款の変更を検討されたい。</p>	
Ⅲ－3 会計管理の状況	<p>貴法人経理規程第23条の規定によると、日々入金した金銭は、収入後7日以内に金融機関に預け入れなければならないとなっているが、入金できていなかった。貴経理規程に則って適切に処理を行うこと。（青谷こども学園）</p>	
Ⅲ－3 会計管理の状況	<p>月次報告は、貴法人経理規程に基づいて行われているが、規定に定められた期日までに行われているかどうか確認できなかった。貴法人経理規程に則って処理すること。</p>	